

回 覧 令和6年7月1日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈募 集〉	1.2	◆町職員採用試験を実施します
	3	◆三股町はたちの成人式実行委員を募集しています
		◆わくわく教室「プリザーブドフラワー教室」の受講生を募集します
〈お知らせ〉	4	◆個人住民税の定額減税のお知らせ
	5	◆定額減税をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください
		◆町内一斉清掃を実施します
	6	◆保険証廃止とマイナ保険証のお知らせ
	7	◆「マイナ救急」実証実験にご協力ください
		◆「2024エコロジーボランティアinみまた」を開催します
	8	◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
	9	◆町コミュニティバス「くいまーる」をご利用ください
		◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
〈保健と福祉〉	10	◆三股町人間ドックのお知らせ（再募集）
（一般）		
〈保健と福祉〉	11	◆「母子及び父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます
（子ども）		
	12	◆児童扶養手当の現況届を提出してください

◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」

令和5年4月～3月の本町の状況
一般:7,764件
1億9,611万円
企業:9件
200万円

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈農林畜産業関連〉	13	◆水稻の病虫害防除（無人ヘリによる農薬散布）を行います
		◆令和7年度分「電気防護柵（イノシシ・シカ・サル用）」の申し込みを受け付けます
	14	◆殿岡おすそ分け事業のお知らせ
		◆「殿岡親子めんつゆづくり教室」開催のお知らせ
〈相 談〉	15	◆「休日（土曜日）無料公証相談」を実施します
		◆「こころの健康相談」を実施します
	16	◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
		◆「おもちゃ病院三股」を開設します
		◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



募 集

◆町職員採用試験を実施します

町では、令和6年度の町職員採用試験を次のとおり実施予定です。詳細は7月5日（火）以降に町ホームページをご覧ください。

1. 採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

種 類	職 種	採用予定人員	職 務 の 内 容
初級	一般事務（A）	若干名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
初級	土 木（B）	1名	町長部局などに勤務し、専門的業務および一般事務に従事します。

2. 受験資格（学歴は問いません）

（1）年齢など

職 種	受 験 資 格
共 通	平成6年4月2日～ 平成19年4月1日に生まれた人

（2）次のいずれかに一つでも該当する人は受験できません。

- （ア）日本国籍を有しない人
- （イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- （ウ）日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3. 試験の日時、場所および合格発表

1次試験は、9月16日（月）～9月30日（月）までの間で受験者が希望する日の試験会場（全国に設置されているテストセンター）を予約し、会場に設置されたパソコンを使用して受験していただきます。なお、受験希望日時に会場が空いていない場合は他会場で受験されるか、会場の受験可能な日時を予約してください。受験可能な日時は、会場により異なります。

宮崎県内の試験会場は下記のとおりです。

○ゆいまーる都城テストセンター

都城市下川東1-11-2

○システムランド宮崎校テストセンター

宮崎市橘通東3-1-47 宮崎プレジデントビル 2階

○パソコンスクール モノリス宮崎

宮崎市橘通東5-4-8 岩切第2ビル 2階

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
1次試験	9月16日（月）～ 9月30日（月）の 間で受験者が希望する 日時	全国のテストセンター（詳細は受験申込受付完了後にメールで案内します）	10月上旬～中旬に町役場前掲示板への掲示や町公式サイトに掲載するほか、合格者に通知します。
2次試験	10月下旬に1次試験合格者に対して行います。	・三股町役場 （北諸県郡三股町五本松1-1）	11月上旬～中旬に役場前掲示板への掲示や町公式サイトに掲載するほか、合格者に通知します。

4. 試験の方法

試験	試験科目	内 容
1次試験	基礎能力試験（SCOA）	高等学校卒業程度の問題で、文章読解能力、推理判断能力、人文・社会・自然に関する一般知識、基礎英語などについての択一式問題120問による試験（60分）
	職場適応性検査（パーソナリティ）	職務への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの（約35分）
2次試験	人物試験	面接試験（一般事務・土木共通）
	専門試験（土木のみ）	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工および土木施工など多肢選択式による筆記試験（30問・90分）

5. 受験手続

(1) 受験申込期間

7月5日（金）～8月4日（日）

(2) 受験申込み

受験の申込みは、原則インターネットのみでの受付となります。町公式サイト「職員採用」内の「令和6年度三股町職員採用試験のご案内」内の「三股町職員採用試験受験申込フォーム」をクリックし、必要事項を記入のうえ、申し込みを行ってください。インターネット申請が難しい場合は三股町役場総務課職員係へお問い合わせください。

・町公式サイト

<https://www.town.mimata.lg.jp/>



町公式サイト

(3) 試験会場の予約

申し込み受付完了後に、登録されたメールアドレス宛てに「令和6年度三股町職員採用試験受験のご案内」の電子メールを送信します。メール本文中に「テストセンター予約URL」「ログインID」「パスワード」が記載されていますので、専用サイトでテストセンターの受験日時、会場を予約してください。

8月16日（金）を過ぎても電子メールが届かない場合には、総務課職員係（☎ 0986-52-1113）に連絡してください。

6. 注意事項

- ①受験当日、体調不良の場合は、受験を控えていただきますようお願いいたします。
- ②試験会場では本人確認のため顔写真付の身分証明書（運転免許証・パスポート・学生証など）をご提示ください。
- ③携帯電話や筆記用具などのお手荷物は試験会場への持ち込みはできません。全てロッカーなどに預けていただきます。
- ④メールソフトやセキュリティソフトの設定によってはメールが届かない場合がありますので、あらかじめ以下の内容でフィルタリング解除設定を行ってください。

メールアドレス指定の場合	ドメイン指定の場合
help@cbt-s.com renraku@cbt-s.com	cbt-s.com

⑤試験会場は、全国47都道府県に354カ所ありますが、各会場の予約可能人数には限りがありますので、メールを受信後、速やかに予約を行ってください。

また、受験できる日時に制限がありますのでご注意ください。

⑥受験日の前日の14時までであれば、予約のキャンセルまたは日程および会場の変更をすることができます。また、予約した日に受験できない場合は欠席となり、再予約はできませんのでご注意ください。

7. 合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定されそれぞれの採用候補者名簿に登載し、その中から任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として令和7年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

8. 給与・勤務条件など

(1) 給与

三股町一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三股町条例第23号）に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

(2) 勤務条件・休暇など

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。

休暇には、年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇 結婚休暇 病気休暇

9. 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

また、災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、町公式サイトに掲載することがあります。アドレスは次のとおりです。

・町公式サイト <https://www.town.mimata.lg.jp/>

※お問い合わせは、

〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

総務課 職員係（2階 ①番窓口）

☎：52-1113（直通）にお願いします。

◆三股町はたちの成人式実行委員を募集しています

令和7年1月5日(日)実施予定の「三股町はたちの成人式」の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る式をつくってみませんか。やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

■募集人数 = 10人程度

■年 齢 = 令和6年4月2日～令和7年4月1日に20歳になる人

■活動内容 = ①8月から、平日の夜間または土日に数回集まり、企画・運営などについて話し合います。
(会議の日時は実行委員の都合に合わせます)
②参加者の中心となって、当日の運営を行います。

■応募方法 = 7月22日(月)までに、教育課 生涯学習係にお電話ください。



★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。

◆わくわく教室「プリザーブドフラワー教室」の受講生を募集します

町教育委員会では、次のとおり「プリザーブドフラワー教室」を開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。
※プリザーブドフラワーとは、生花や葉を特殊液に浸し、水分を抜いて作られる加工保存された花です。



申し込みはこちらから

■講 師 = 櫻 加奈 先生

■教室の内容 = アレンジメントを楽しみます。

好きな色で作成できます。バラの花がメインです。

■開催場所 = 町中央公民館 第1研修室

■対象者・定員 = 小学生～成人男女 14人

■開催回数・開催日時 = 全1回 9月14日(土) 午前9時30分～11時30分

■準備するもの = ハサミ、グルーガン(持っている人のみ)

■受講料 = 250 円 ※材料代を別途 3,000 円徴収します。

■わくわく教室について =

- 申込人数が10人未満の場合や申込者の7人以上が本町に在住または在勤していない場合は、開講することができません。
- 定員を上回る申し込みがあった場合は抽選となります。
(先着順ではありません)

■申し込み方法 =

- 上記の二次元コードからの電子申請、または、町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(町中央公民館内)に直接提出してください。
- 受付期間:7月1日(月)～31日(水)
(窓口での受付時間は平日の午前8時30分～午後5時です)

★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。



◆個人住民税の定額減税のお知らせ

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税の定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は次のとおりです。

■対象となる人＝

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

■減税額＝

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります。

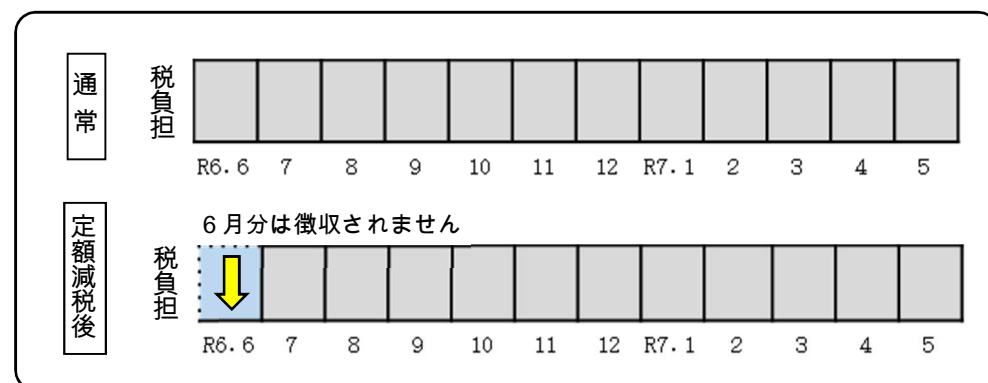
※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

■徴収方法(令和6年度分)(定額減税の対象となる人)＝

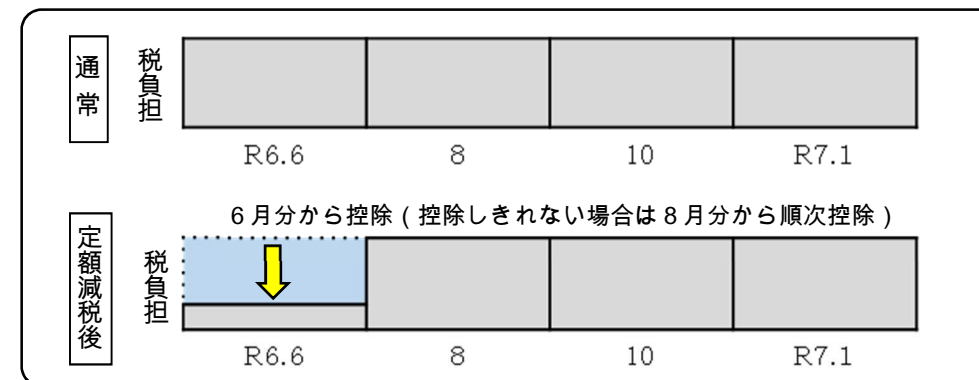
①給与所得に係る特別徴収(給与所得者)

6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が7月分～令和7年5月分の11カ月で、およそ均等に調整されます。



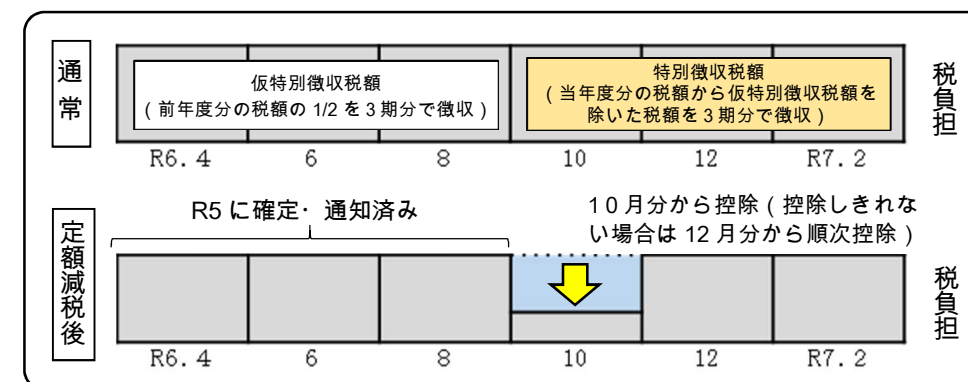
②普通徴収(事業所得者)

定額減税「前」の税額を基に算出された第1期分(6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(8月分)以降の税額から、順次控除されます。



③公的年金などの所得に係る特別徴収(年金所得者)

定額減税「前」の税額を基に算出された10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



★お問い合わせは、

税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口) ☎:52-9638(直通)

をお願いします。

◆定額減税をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁(国税局、税務署を含みます)や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報(銀行の口座番号や暗証番号など)をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作させるような連絡をすることはありません。

- 国税庁・税務署などをかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続きのためとウソを言ってATMを操作させるなどして振り込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- 今回の定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局および税務署、都道府県および市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていない。
- 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがありますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- 心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報などを伝えないでください。
- 心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除するようお願いいたします(e-Tax(国税電子申告・納税システム)から送信するメールには、原則としてURLを記載していません)。

◎定額減税の概要については、前ページをご確認ください。

不審な電話やSMS、被害の相談については、警察相談専用電話(「#9110」番)に電話するか、お近くの警察本部または警察署にお問い合わせください。

★お問い合わせは、税務財政課 住民税係(1階 ⑤番窓口)
☎:52-9638(直通)をお願いします。

◆町内一斉清掃を実施します

町内の一斉清掃を次のとおり実施します。快適な生活環境と美しいまちづくりのために、家庭周辺の清掃を各自治公民館、各支部や各種団体などで実施してください。

町内一斉清掃日：8月4日(日)
※天候不順の場合の実施の可否は、実施団体などで判断してください。
【8月は、町内のごみ拾い推進月間です】

8月の町内一斉清掃は、公園・広場や道路など町内のごみ(空き缶など)を拾いましょう。

- ・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。
- ・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。

■搬入場所 = 町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)

■搬入時間 = 午前7時～9時

※時間厳守でお願いします。やむを得ず搬入時間に間に合わなかった場合は、町一般廃棄物最終処分場(☎:52-5424)までご連絡ください。

■搬入できるごみ =

清掃で出た空き缶などの不燃物ごみ

※分別して、直接搬入してください(町役場での回収は行っていません)。

※処分場内では係員の指示に従ってください。

※草、^{せんてい}剪定くず、側溝の泥や火山灰は、袋に入れずに持ち込むか、降ろす時に袋から出してください。

★お問い合わせは、環境水道課 環境保全係(2階④番窓口)
☎:52-9082(直通)をお願いします。



◆保険証廃止とマイナ保険証のお知らせ

12月2日から、今までのような「自治体や会社から送られる保険証」ではなく、「マイナ保険証」の使用が基本となります。

(マイナ保険証でないと病院などの受診ができないわけではありません)

■マイナ保険証について =

- (1) マイナポータルで設定を行い、マイナンバーカードを保険証として使えるようにしたものです。
- (2) 設定(事前登録)には、次の2通りの方法があります。
 - ① スマートフォンで「マイナポータル」から設定。
 - ② 町役場で、保険証利用設定のサポートを受ける。

■保険証として使えるか確認する方法はないか？ =

スマートフォンで「マイナポータル」にアクセスするか、次の2点をチェックすることで確認できます。

(1) 有効期限を確認。(で囲んだ手書きの日付)



A 未来の日付が書いてある
→ その日まで使用できます。

**B 過去の日付が書いてある
または何も書いていない**
→ カードおよび本人確認書類を持って町役場にお越しください(手続きが必要です)。

(2) カードのケースに次のどちらかのシールが貼ってあるか。

保険証
(2021.3予定)

保険証
設定済み

(サイズ: 約2㌢×約1㌢
貼ってあれば設定済みです)

※町役場で設定サポートを受けた人のケースに貼っています。

シールの有無にかかわらず、以前設定したカードは使用できます。

■カードを作ろうとしたら「作れない」と言われた =

マイナンバーカードを作るための申請や受け取りにあたっては、「本人の意思による申し込みであるか」が重要であるため、

- ① 重度の障害や認知症により、意思表示ができない状態
- ② 【法定代理人】がいない

という人の場合は、本人の意思確認が困難なことからカードの作成をお断りすることがあります。

※【法定代理人】とは

- ① 15歳未満の子どもの親
- ② 家庭裁判所から選任された後見人など(権限による)

■「マイナンバーカードがないと受診できない」と言われた =

- 今回の保険証廃止は、「今までの形での新規発行がなくなる」もので、それまでに発行された保険証は、当面の間使用できます。
- 「マイナ保険証が使えない状況にある人」に対しては、保険証の代わりとなる「資格確認書」が発行される予定です。

■自分のスマートフォンから保険証の利用設定をしたい場合 =

こちらのQRコードからアクセスして、
手順に沿って設定してください。



マイナポータル
保険証利用ページ

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) ☎: 52-9630(直通)
をお願いします。

◆「マイナ救急」実証実験にご協力ください

都城消防局では、5月23日から「マイナ救急」の実証事業を実施しています。
これは、令和4年度に行われた実証実験の検証結果を基に、地域を拡大して行うものです。

「マイナ救急」実証事業について

■実施期間 = 5月23日(木) 午前8時30分から2カ月程度

■実証内容 =

○マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化。

救急業務の迅速化・円滑化を目的として、傷病者の医療機関への早期搬送と早期医療介入に結びつくことが期待されています。

救急隊は、傷病者の同意を得たうえで、健康保険証利用登録されたマイナンバーカード(マイナ保険証)を活用して、本人の医療情報や薬剤情報を閲覧し、その情報を活用して適切な病院へ搬送します。

■その他事項 =

○実証期間中は、救急に連絡した際や救急車に乗った際に、以下について聞かれることがあります。

・マイナンバーカードを持っているかの確認。

・マイナンバーカードの「健康保険証利用登録」をしているかの確認。

※町役場で登録サポートを受けた人のビニールケースには、次のようなシールを貼っています。

保険証
(2021.3予定)

保険証
設定済み

サイズ：約2㍓×約1㍓

○そのほか、詳しい内容については下のQRコードから都城消防局のページをご覧ください。



詳細はこちら

★お問い合わせは、都城消防局
警防救急課（菖蒲原町）救急

☎:22-8883 ファクス:24-7345をお願いします。

◆「2024エコロジーボランティアinみまた」を開催します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。

今年で29回目になる「エコロジーボランティアinみまた」への関心も高まり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷では心無い釣り人や利用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよい町にするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いします。

また、地域でごみの気になる箇所がありましたら知らせてください。みんなできれいにしましょう。



■日 時 = 8月25日(日) 午前6時30分～9時

※小雨決行(雨天中止)

■集合場所 = 元気の杜広場(町総合福祉センター敷地内)

※開会式は団体代表者のみで実施します。

■参加者 = 団体(民主・福祉・ボランティア)および個人など

■申込締切 = 8月2日(金)

■主催 = 町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎52-1246 をお願いします。

◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットのふんや無駄吠えなどに関する苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

■イヌの飼い主の皆さんへ

イヌのふんは飼い主の責任で持ち帰りましょう！



道路や公園などに
イヌのふんを放置することは
禁止です。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあると大変迷惑で、不快な思いをする人がいます。また、イヌのふんは寄生虫の卵や、さまざまなばい菌を持っていることがあります、とても不衛生です。

○運動や散歩の時は、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップやトイレトペーパーなどを持ち歩きましょう。

○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。

※特別な場合を除き、犬を放し飼いしたり散歩中に放すことは、人を噛む事故が起きたり交通事故の要因となり周囲の人にとっても犬にとっても非常に危険ですのでやめましょう。

■ネコの飼い主の皆さんへ

①ネコは室内で飼うように
努めましょう！

②ネコには首輪・名札を付け
ましょう！



🐾 屋外は、病気の感染や
交通事故などの危険がいっぱい！

🐾 よその家の庭でふんをしたり、
花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付けたら…
ご近所の迷惑にもなります！



「かわいそうだから」と野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしないのは無責任な行為です。結果的に近所に迷惑を掛けたり、交通事故、病気や虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうことになります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないように責任を持って飼いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)

をお願いします。

◆町コミュニティバス「くいまーる」をご利用ください

「くいまーる」は、4月1日から新しい路線で運行しています。既存の4コースに加え、市街地の公共施設や医療機関・商業施設などをまわることができる「まちなかコース」を新設しました。

運賃はこれまで同様、1乗車100円(乗り換えごと)です。詳しくは、町役場や三股駅などで配布している時刻表や、町公式サイトなどで確認できます。

ぜひ気軽にご利用ください。

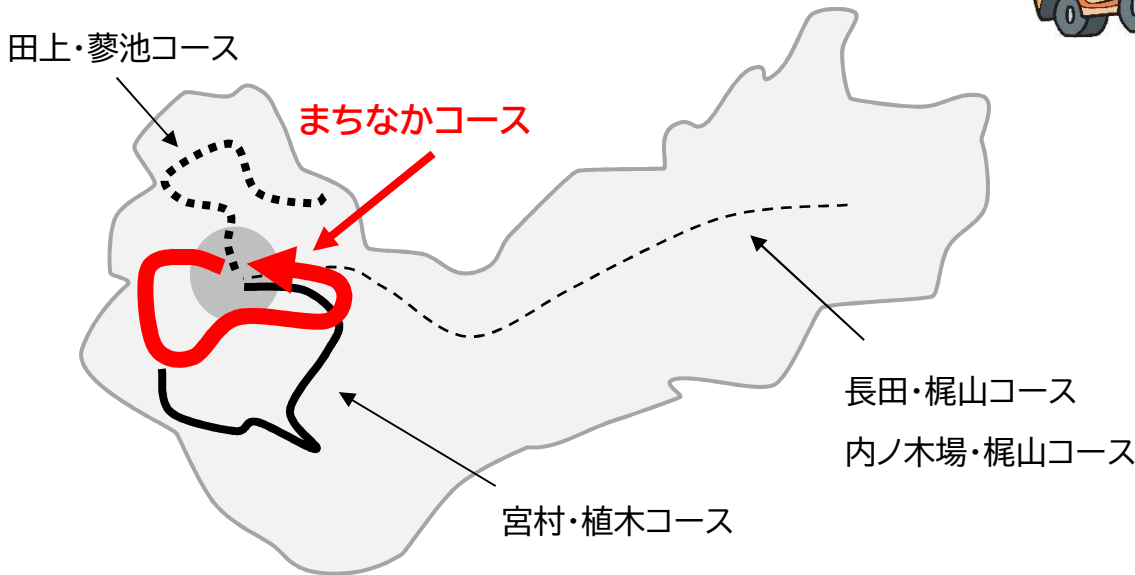
【運賃】

- 1乗車…100 円 ※乗換ごとに必要です。
- 回数券 16 枚綴り…1,000 円
- 1カ月フリーパス券…3,000 円、中学生以下 2,000 円

【運行曜日】※日曜日は運休。

コース名	運行曜日(生活支援便)
まちなかコース	月曜～土曜
長田・梶山コース	月曜・水曜・金曜・土曜
内ノ木場・梶山コース	木曜
田上・蓼池コース	火曜・木曜・土曜
宮村・植木コース	火曜、土曜

※祝日は平日と同じ。ただし土曜日の時刻表で運行



★お問い合わせは、くいまーるバス事務所 ☎:52-0000をお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容＝

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します(120回分)。

■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)
をお願いします。

◆三股町人間ドックのお知らせ(再募集)

30歳～70歳までの、5歳ごとの節目の人を対象に、人間ドック費用の一部を助成していますが、まだ定員に達していないため、期間を延長して募集します。希望する人は、**電話でのご予約(健康管理センター:52-8481)**をお願いします。

■対象者 = 節目年齢の人で、人間ドックの受診を希望する人

※既に町の健康診断や胃・肺・大腸がん検診を受けた人を除く

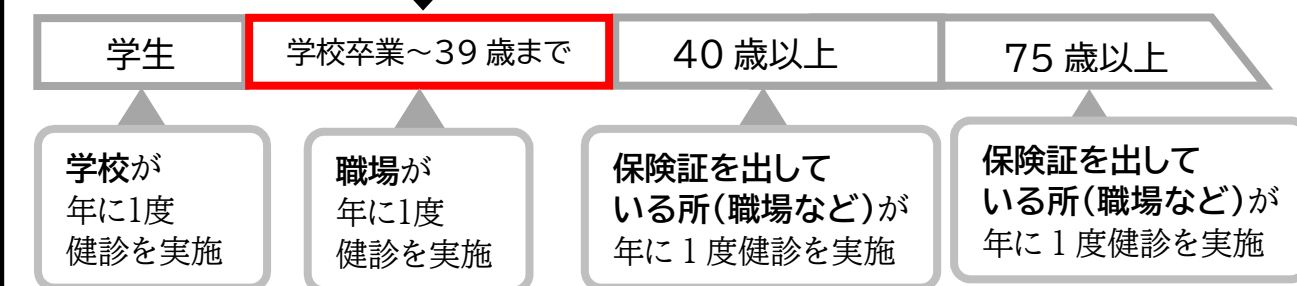
《対象者の生年月日一覧》

年 齢	生 年 月 日
30歳	平成6年4月2日 ～ 平成7年4月1日
35歳	平成元年4月2日 ～ 平成2年4月1日
40歳	昭和59年4月2日 ～ 昭和60年4月1日
45歳	昭和54年4月2日 ～ 昭和55年4月1日
50歳	昭和49年4月2日 ～ 昭和50年4月1日
55歳	昭和44年4月2日 ～ 昭和45年4月1日
60歳	昭和39年4月2日 ～ 昭和40年4月1日
65歳	昭和34年4月2日 ～ 昭和35年4月1日
70歳	昭和29年4月2日 ～ 昭和30年4月1日

■ こんな人におすすめします！ ■

学校や職場での定期的な健康診断を受ける機会のない、30・35歳の人
(例:専業主婦、国民健康保険加入者で、自営業の人など)

年に1度の健診を受ける機会が無い人が多いです！



■定 員 = **42人**

※定員に達し次第、締め切ります。

■予約・受診の流れ =

①電話で、健康管理センターに「三股町人間ドック受診券」の申請を行う。

電話で予約をする 健康管理センター 52-8481
午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

②健康管理センターから案内が届いたら、医療機関を選び、自分で希望の日時を病院に予約する。

③受診当日、問診票や受診券、健康保険証、自己負担金額(6,500円または7,500円)を医療機関へ持っていく、人間ドックを受ける。

■費 用 =

種 別	自己負担額	検査料(助成額)
消化器検査で、 胃内視鏡検査(胃カメラ)を選択	7,500 円	3万1,500(2万4,000)円
胃部エックス線検査(バリウム)を選択	6,500 円	2万7,500(2万1,000)円

※町の人間ドック検査項目以外の検査を同日に実施(オプション検査)することも可能ですが追加の費用は自己負担になります。

※精密検査にかかる費用は自己負担です(保険診療で受けることになります)

■実施期間 = **令和7年3月31日(月)まで**

■検査項目 =

(1)診察	(2)問診	(3)身体計測	(4)呼吸器検査
(5)循環器検査	(6)超音波検査	(7)消化器検査	(8)脂質検査
(9)肝機能検査	(10)膵機能検査	(11)血液一般	(12)腎機能検査
(13)糖尿病検査			

※受診しない検査があった場合、助成ができませんのでご注意ください。

■実施医療機関 =

共立医院・早水公園クリニック・メディカルシティ東部病院・宮永病院
吉松病院・藤元総合病院附属予防医療プラザ(旧:藤元総合病院附属総合健診センター)・都城健康サービスセンター

■注意事項 =

町の人間ドックを受ける人は、**町が実施する次の健診(検診)を受けることができません**(※同じ内容の検査であるため。重複して受けると検査費用が全額自己負担になります)。

・胃がん検診 ・胃がんリスク検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診
・(国民健康保険の方)特定健診

★お問い合わせは、健康管理センター ☎:52-8481をお願いします。

◆「母子及び父子家庭医療費助成事業」受給資格者証の更新を受け付けます

「母子及び父子家庭医療費助成事業」は、母子・父子家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、健康増進と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成する制度です。

毎年8月に資格者証の更新をする必要がありますので、次の期日に手続きをしてください。**対象者には、7月下旬に郵送で直接案内します。**

集合受付期日	8月5日(月)・6日(火)・7日(水)
時 間	8月5日(月)・6日(火) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>7時</u> ※受付終了時間は午後6時45分です。 7日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～ <u>5時</u>
場 所	町役場4階 第2会議室
準備するもの	①健康保険証(世帯全員分)の <u>コピー</u> <u>※事前にコピーしたものを提出してください。</u> ②身分証明書(運転免許証など) ③養育費等に関する申告書 ④医療費受給資格者証更新手続きチェックシート ⑤医療費受給資格証交付台帳

世帯の状況で必要となる書類	(ア)令和6年1月1日に町内に住民票がなかった人 ⇒<u>個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)が必要です。</u> ・所得の状況を確認します。 ・同居の家族の中に令和6年1月1日に町内に住民票がない本人以外の扶養義務者がいる場合は、その人の個人番号カード(マイナンバーが確認できるもの)も必要です。 (イ)母子・父子家庭の対象となる児童の住民票が町外にある人 ⇒<u>在学証明書または学生証のコピーが必要です。</u> (ウ)その他 ・後日送付する案内文書でご確認ください。
---------------	---

※集合受付期日に来ることができない人は、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番)で、**8月8日～31日**(土曜・日曜・祝日を除く)までに更新の手続きをしてください。

※更新手続きは受給者本人が行ってください。代理人による手続きはできません。

※手続きを行わないと、受給資格があっても11月以降の医療費助成を受けることができません。

★お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係 (1階 ⑥番窓口)
☎:52-9060(直通)をお願いします。



◆児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当は、離婚・死亡などの理由で父親や母親がいない児童や、父親や母親が一定程度の障害の状態にある児童が、健やかに育つことを目的に、その児童を育てている人に支給されるものです。

ただし、所得が一定額以上の場合、手当は支給されません。

■現況届(年1回)を受け付けます

児童扶養手当の受給者は、受給資格と所得適否(手当支給額)を確認するために、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、必ず手続きをしてください。

手続きがスムーズに進むように次のとおり集合受付の日程を設定しています。また、集合受付期間に来ることができない人は、福祉課窓口(1階⑥番)で、8月8日～31日(土曜、日曜、祝日を除く)に必ず現況届を提出してください。

この現況届を提出しない場合、受給資格があっても8月以降の手当は支給されません。対象者には7月下旬に郵送で直接案内します。

■集合受付

○期 間 = 8月5日(月)・6日(火) 午前9時30分～正午/午後1時30分～7時
※受付終了時間は午後6時45分です。

7日(水) 午前9時30分～正午/午後1時30分～5時

○場 所 = 町役場4階 第2会議室

○準備するもの = ①児童扶養手当証書(ピンク色) ②身分証明書(運転免許証など)

該当する人のみ提出するもの

③児童と別居していて、8月1日現在、児童の住民登録が本町にない人

⇒別居監護申立書(発行日が8月1日以降のもの)

※民生委員または学校長の証明を受けたもの。

⇒住民票とう本(発行日が8月1日以降のもの)

※児童の所属する世帯全員<省略なし>のもの

※本籍・続柄が載っているもの

④その他(詳しくは送付する文書にてご確認ください)

※税の申告などが「未申告」の人は受付できません。必ず申告を済ませてから現況届を提出してください(扶養義務者に該当する人と同居している場合は、該当する人全員が税の申告を済ませている必要があります)

■支給期間などによる支給停止制度

受給者(養育者を除く)に対する手当は、3歳未満の児童がいる人以外で、受給期間が5年以上の人や、支給開始事由発生から7年を経過する人は、次に該当する場合を除いて手当額の2分の1が支給されなくなります。対象となる人には事前に一部支給停止適用除外事由届出書を郵送しますので、必要書類などを確認して現況届の際に必ず提出してください。

《 次に該当する人は必要書類を提出すれば支給停止にはなりません 》

- ・受給者が、就業している、または、求職活動などの自立を図るための活動をしているとき。
- ・受給者が、障害、負傷、疾病などにより、就業することが困難であるとき。
- ・監護する児童または親族が、障害や疾病などで、介護のために就労することが困難であるとき。

■公的年金などとの併給

公的年金^{※1}を受けることができる場合^{※2}は、公的年金が優先となります。公的年金の支給額が児童扶養手当の支給額よりも高い場合は、児童扶養手当は支給されません。

※1 公的年金

⇒遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※2 公的年金を受けることができるとき

⇒請求すれば支給されるのに請求しないで、まだ受けていない場合なども含みます。

ただし、繰り上げ受給が可能である人は、現に公的年金を受けていない場合でもこれに該当しません。

■現況届は受給者本人が届け出をしてください

代理人での届け出はできません。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)にお願いします。

◆水稻の病虫害防除(無人ヘリによる農薬散布)を行います

本年度の水稻の病虫害防除(無人ヘリによる農薬散布)を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、趣旨をご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いします。

■実施時期 =

場 所		長田地区	梶山地区	そのほかの地区
実施日時	1 回目	7月16日(火)	7月24日(水)	7月31日(水)
	2 回目	8月16日(金)	8月24日(土)	8月31日(土)

※天候などの都合で変更される場合があります。

※散布中は危険ですので、機体の周り20㍍以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のカンショなどに隣接する水田は、ドリフト(飛散)防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

※施設園芸ハウスや住宅などに隣接する水田は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、お互いの合意が得られた場合は散布が可能です。



★お問い合わせは、
JAみやざき 三股営農センター
☎:52-1122 をお願いします。

◆令和7年度分「電気防護柵(イノシシ・シカ・サル用)」の補助要望の申し込みを受け付けます

今回は、令和7年度の予算要望のための聞き取りであり、要望どおりに実施できるとは限りません。

■補 助 対 象 = 防護用施設(電気防護柵 イノシシ・シカ・サル用)

■補 助 条 件 = ①農耕林地のうち有害獣による被害が多発している場所。
②電気防護柵の長さが原則として200㍍以上あるもの。
③令和7年度に作付けを行う農地(田・畑)に設置すること。
④事業申請のときは「滞納のない証明書」が必要です。
※町税務財政課で取得できます(手数料が必要です)。

■標準事業費 = イノシシ用 6万 6,000 円
※柵の延長が250㍍の場合(令和6年度実績)

■基準補助率 = 県補助金3分の1以内、町補助金3分の1以内かつ
予算の範囲、個人負担金3分の1以上

■申 込 期 限 = 9月2日(月)
(申込期限を過ぎると受け付けはできません)

■申 込 方 法 = 原則として、希望者本人が農業振興課 農林整備係
で申請してください。
ただし、申し込みが多い場合は、初めて申請する人が
優先されます。

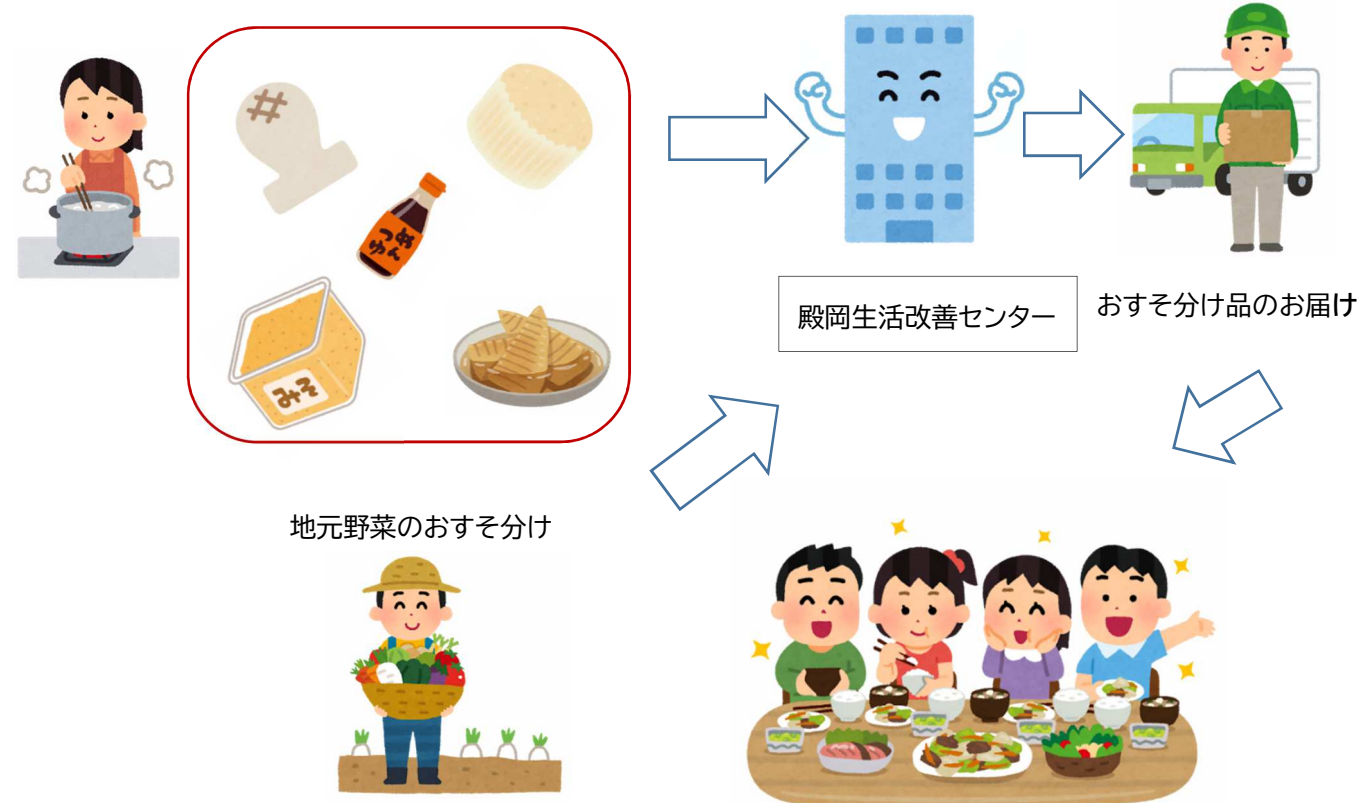
★お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農林整備係(3階 ③番窓口)
☎:52-9089(直通)をお願いします。

◆殿岡おすそ分け事業のお知らせ

殿岡生活改善センターでは、町社会福祉協議会と連携し、さまざまな事情により食材などの確保が難しい家庭などに対し、食材などの無償提供に関する情報提供を行います。皆様のご協力をお願いします。

■おすそ分け事業(イメージ図) =

殿岡生活改善センターで作られた加工品のおすそ分け



■ご協力に際してのご注意 =

- 加工品については原則、殿岡生活改善センターで作られた物についてのみお受けします。
- 地元野菜については、職員が状態などの確認をしてからお受けします。確認後、場合によってはお受けできない場合もあります。
- 食中毒が流行する時期には、細心の注意を払った上でご提供ください。
- 諸事情により、加工品・野菜のお預かりを一時中止する場合もございます。

★お問い合わせは、町殿岡生活改善センター

☎:52-7234をお願いします。

◆「殿岡親子めんつゆづくり教室」開催のお知らせ

今回、殿岡生活改善センターで夏休みの思い出づくりを目的に「殿岡親子めんつゆづくり教室」を企画しました。

皆さんの参加をお待ちしています。



■開催日時 = 8月9日(金) 午前8時30分～

■開催場所 = 町殿岡生活改善センター
三股町大字餅原 1011-5

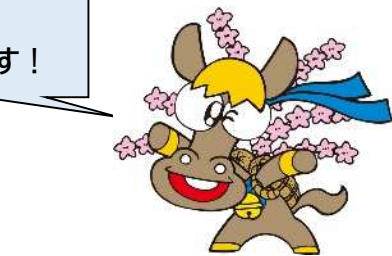
■参加人数 = 小学生親子ペア5組程度(10人程度)

■参加費用 = 実費(約 2,500 円程度を予定)

■当日準備する物 = エプロン・マスク・参加費用

■申込み期限 = 8月2日(金)午後5時まで
応募者多数の場合は抽選となります。

応募お待ち
しております！



じゃんかん君

★お申し込み・お問い合わせは、
農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)
☎:52-9086(直通)をお願いします。

◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、毎月第4土曜日に無料相談所を開設しています。
相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	7月27日(土) 8月24日(土)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・死後事務委任契約・金 銭貸借契約・離婚給付契約などの公正証書作成に関する相談
相 談 員	公証人役場公証人

※事前の予約が必要です。



★予約・お問い合わせは、
都城公証人役場 ☎:22-1804 をお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供
として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病
院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることが
ありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	7月18日(木)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思わ れる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに 関すること (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健 一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、
都城保健所 健康づくり課
☎:23-4504 ファクス:23-0551
をお願いします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「**成年後見制度の概要や利用方法**」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 7月25日(木)

■時間 = 午後1時～4時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、ほかの相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	7月20日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。	

★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、

増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願ひします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

※祭日は除く

■時間 = 午前9時～午後5時

■場所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎:52-1246 にお願ひします。

